

平成 25 年

奈良市議会 6 月定例会  
提出議案（別冊）

奈良市

# 目 次

奈良市議案第 92 号	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について……………	1
〃 第 93 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について……………	5
〃 第 94 号	和解及び損害賠償の額の決定について……………	10

## 奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成24年4月1日」を「平成25年7月1日」に、「100分の10」を「それぞれ次に掲げる割合」に改め、「第6条の規定を適用する場合における市長等の給料月額と同表に規定する額から同表に規定する額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額と」を削る。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成24年4月1日」を「平成25年7月1日」に、「100分の10」を「100分の15」に改める。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成24年4月1日」を「平成25年7月1日」に、「100分の10」を「100分の15」に改める。

(奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成24年4月1日」を「平成25年7月1日」に、「100分の10」を「100分の15」に改める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(提案理由)

平成26年3月31日までの間、特別職の職員等の給料月額及び期末手当の減額措置を講じようとするものである。

(参考)

## 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（抄）

### 附 則

- 9 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、市長等の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条及び第7条第3項の規定を適用する場合における市長等の給料月額は同表に規定する額と、第6条の規定を適用する場合における市長等の給料月額は同表に規定する額から同表に規定する額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。

## 教育長の給与、勤務時間その他の 勤務条件に関する条例（抄）

### 附 則

（給料月額の特例）

- 5 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、教育長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条及び第6条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。

## 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（抄）

### 附 則

（給料月額の特例）

- 4 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、監査委員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条及び第7条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。

# 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（抄）

## 附 則

（給料月額の特例）

- 5 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、管理者の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条及び第6条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び  
奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の  
特例に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第17項中「平成26年3月31日」を「平成25年6月30日」に改め、「この項」の次に「及び附則第22項」を加え、「(昭和59年奈良市条例第6号)」を削る。

附則に次の3項を加える。

(給与の臨時特例)

22 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、給料表の適用を受ける職員の給料月額を支給に当たっては、同表、第7条の2、附則第18項及び改正条例附則第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、給料表の額(附則第18項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額)から、給料表の額(附則第18項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額)に当該各号に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、奈良市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用

する場合における給料月額（第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）は、給料表の額とする。

- (1) 職務の級が1級の職員 100分の3.77
- (2) 職務の級が2級の職員 100分の4.77
- (3) 職務の級が3級の職員 100分の6.77
- (4) 職務の級が4級及び5級の職員 100分の7.77
- (5) 職務の級が6級の職員 100分の8.5
- (6) 職務の級が7級から10級までの職員 100分の10

23 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額（附則第18項に規定する特定職員にあつては、同項第2号の規定により計算した額）に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の4.99を乗じて得た額
- (2) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の4.99を乗じて得た額
- (3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額（附則第18項に規定する特定職員にあつては、同項第3号の規定により計算した額）に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額
  - ア 職務の級が1級から5級までの職員 100分の6.65
  - イ 職務の級が6級から10級までの職員 100分の7.92
- (4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額（附則第18項に規定する特定職員にあつては、同項第4号の規定により計算した額）に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額
  - ア 職務の級が1級から5級までの職員 100分の6.65
  - イ 職務の級が6級から10級までの職員 100分の7.92
- (5) 第28条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 第28条第1項 前項及び前各号に定める額
  - イ 第28条第2項又は第3項 前項並びに第1号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第28条第4項 前項及び第1号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第28条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

24 特例期間においては、第10条及び第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（附則第18項に規定する特定職員にあつては、附則第20項の規定により計算した額）に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第2条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成25年6月30日」に改め、「除く。」の次に「以下同じ。」を、「この項」の次に「及び次項」を加える。

附則に次の3項を加える。

（給与の臨時特例）

3 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、特定任期付職員の給料月額の支給に当たっては、給料表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、給料表に規定する額から、給料表の額に当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減じる。ただし、奈良市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額は、給料表の額とする。

(1) 給料表の号給が1号給の職員 100分の8.5

(2) 給料表の号給が2号給から6号給までの職員 100分の10

4 特例期間においては、特定任期付職員の給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減じる。

(1) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

(2) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の7.92を乗じて得た額

(3) 給与条例第28条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 給与条例第28条第1項 前項及び前2号に定める額

イ 給与条例第28条第2項又は第3項 前項及び前2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 給与条例第28条第4項 前項及び第1号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 給与条例第28条第5項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

5 特例期間においては、特定任期付職員についての給与条例第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(提案理由)

国家公務員の給与減額措置に準じ、平成26年3月31日までの間、一般職の職員及び任期付職員の給与の減額措置を講じようとするものである。

(参考)

## 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（抄）

### 附 則

17 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、給料表の適用を受ける職員の給料月額（次項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額）は、同表、第7条の2及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第15号。以下この項において「改正条例」という。）附則第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、同表に規定する額（第7条の2の規定の適用を受ける職員にあつては同条に規定する額とし、改正条例附則第8項の規定の適用を受ける職員にあつては同表に規定する額に同項に規定する額を加えた額とする。以下「給料表の額」という。）から当該各号に定める額を減じた額とする。ただし、第16条第2項から第4項まで、第20条、第22条第2項並びに次項第2号並びに奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額（第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）は、給料表の額とする。

## 奈良市一般職の任期付職員の採用及び 給与の特例に関する条例（抄）

### 附 則

（給料月額の特例）

2 平成26年3月31日までの間、特定任期付職員（特定任期付企業職員を除く。）の給料月額は、第5条第1項の表（以下この項において「給料表」という。）の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、給料表に規定する額から当該各号に定める額を減じた額とする。ただし、給与条例第16条第2項から第4項まで及び第20条並びに奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額は、給料表の額とする。

## 和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年2月16日午前11時頃、奈良市東九条町地内において、市道南部119号線上のアスファルト舗装の路肩が崩れ、走行中のミキサー車がガードレールに接触し車体等を損傷した事故について、相手方から損害賠償の請求があった。

本件については、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 損害賠償の額 2,458,050円